



第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景及び趣旨

(1) 計画策定の背景

国の平成28年国民生活基礎調査によれば、我が国の子どもの相対的貧困率は2015年（平成27年）の調査時点で13.9%であり、7人に1人が平均的な所得の半分に満たない世帯に暮らすという「相対的貧困の状態」におかれています。特に、ひとり親世帯の相対的貧困率は5割を超えています。また、生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率も全体と比較して低い水準にあるなど、子どもの貧困は社会全体で取り組む課題となっています。

全国の児童相談所における児童虐待等の相談対応件数は年々増加を続け、2018年度（平成30年度）には約16万件となり、過去20年で20倍以上に増加しました。子どもの命に関わる重篤な児童虐待事件が後を絶たないなど、極めて深刻な社会問題となっています。

また、子ども・若者に関して、不登校、ニート、引きこもり等の問題が深刻化しています。困難を抱える子ども・若者は、生まれ育つ環境の中で、貧困、児童虐待、いじめ、不登校、ニート等の様々な問題に直面した経験を持ち、抱える問題が相互に影響し合うなど、非常に複雑で多様な状況におかれていることが指摘されています。

国では、このような子ども・若者、子育て家庭をめぐる課題に対応するために、「子ども・若者育成支援推進法」や「子どもの貧困対策の推進に関する法律」等を整備し、施策を推進してきました。

① 子ども・若者育成支援推進法（平成 21 年法律第 71 号）

子ども・若者を取り巻く状況を踏まえ、2010 年（平成 22 年）に「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、同年 7 月に「子ども・若者ビジョン」が策定されました。2016 年（平成 28 年）には、同ビジョンが見直され「子供・若者育成支援推進大綱」が策定されました。「子ども・若者育成支援推進法」では、同法に基づく市町村の子ども・若者計画の策定は努力義務とされています。

本市では、2013 年（平成 25 年）に「ふじさわ子ども・若者計画 2014」（平成 25～26 年度）を策定しました。2015 年（平成 27 年）からは、「ふじさわ子ども・若者計画 2014」の施策は、「藤沢市子ども・子育て支援事業計画」（平成 27～令和元年度）に継承されました。

② 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成 25 年法律第 64 号）

国では、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困状態の子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図ることなどにより子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として、2013 年（平成 25 年）に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を制定し、2014 年（平成 26 年）に同法に基づき「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。

法律施行 5 年後の 2019 年（令和元年）には同法が改正されました。改正後の法律では、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの「将来」だけでなく「現在」の生活に向けても、子どもの貧困対策を総合的に推進することが明記され、市町村による計画策定が努力義務となりました。

改正後の法律を踏まえ、同年 11 月に「子供の貧困対策に関する大綱 ～日本の将来を担う子供たちを誰一人取り残すことがない社会に向けて～」が策定されました。新たな「子供の貧困対策に関する大綱」では、めざすべき社会を実現するためには、「子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決する」こと、「子供のことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じていく」ことを基本的な考え方としています。

本市では、2018 年（平成 30 年）に「藤沢市子ども・子育て支援事業計画」の中間見直しにあたって、子どもの貧困対策の推進に関する実施事業の体系化を行い、本計画を策定するための基礎資料として、「藤沢市子どもと子育て家庭の生活実態調査」を実施しました。



③ 児童福祉法の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）

すべての子どもが健全に育成されるよう、2016年（平成28年）に「児童福祉法」が改正されました。改正法では、理念として子どもが権利の主体であること、子どもの権利の保障に向けた国民、保護者、国、地方自治体が果たす役割などについて、次のとおり定められました。

第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第二条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

2 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

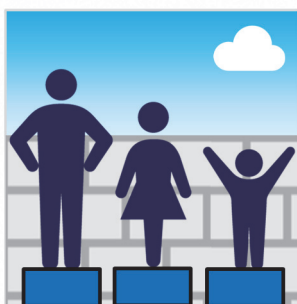
3 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

④ 持続可能な開発目標（SDGs）実施指針（平成28年12月決定）

2015年（平成27年）9月に、先進国を含む国際社会全体の普遍的な目標として「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が国連サミットで採択されました。アジェンダでは、「誰一人取り残さない」という基本理念が示され、「あらゆる貧困と飢餓に終止符を打つ」、「平和で、公正かつ包摂的な社会を打ち立てること」等をはじめとする取り組むべき課題と、2030年（令和12年）を期限とする17の持続可能な開発のための目標（以下「SDGs」という。）が掲げられました。

SDGsの採択後、日本では2030年（令和12年）に向けた取組の指針として「SDGs実施指針」が決定されました。実施指針では、「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」ことをビジョンとして定めています。地方自治体は、各種計画や戦略、方針の策定にあたってSDGsの要素を最大限反映し、SDGs達成に向けた取組を推進することが期待されています。

用語解説 平等(Equality)と公正(Equity)



それぞれのおかれている状況を考慮せず、全員に対して一律に同じ待遇を与える平等(Equality)の視点だけでは、「壁の向こうの景色」を見ることのできない人を取り残してしまう可能性があります。それぞれのおかれた状況に応じて待遇を変えるという補完的な取組により、誰一人取り残さず「壁の向こうの景色」を見ることができる公正(Equity)を達成することができます。

用語解説 社会的包摂(Social Inclusion)

ヨーロッパ諸国では、1980年代から「貧困」の概念をより拡張した「社会的排除(Social Exclusion)」という概念が着目されてきました。「社会的排除」とは、資源の不足そのものだけを問題視するのではなく、その資源の不足をきっかけに、徐々に社会における仕組から脱落し、人間関係が希薄になり、社会の中心から周縁へと追いやられることを問題視するものです。

「社会的包摂」は、「社会的排除」の解消を表す言葉であり、貧困や失業など様々な事情を背景に、社会から結果的に排除されている人々の他者とのつながりを回復し、社会の相互的な関係性の中に引き入れていこうという考え方です(平成24年度厚生労働白書より)。様々な領域にわたる問題が複雑に絡み、自分の力のみでは必要な支援にたどり着くことが困難な子ども・若者、子育て家庭に対しては、抱える問題を全体的・構造的に把握した上で、当事者本位の個別的、継続的、包括的な支援を行う仕組を構築することが重要です。

(2) 計画の趣旨

平成28年国民生活基礎調査によると、子どもの7人に1人が相対的貧困に陥っているとされ、本市においても核家族化の進行や地縁関係の希薄化など社会環境が大きく変化する中で、困難を抱えた子どもは特別な存在ではなく、地域全体で支えていく仕組づくりが必要であるとの声が高まってきました。

そこで、本市では、子どもの貧困対策を子ども・子育て支援施策の中で体系づけ、本計画を策定するための基礎資料として、2018年（平成30年）に「藤沢市子どもと子育て家庭の生活実態調査」を実施しました。

また、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が2019年（令和元年）に改正され、市町村による計画策定が努力義務とされたことを踏まえ、同法並びに「子ども・若者育成支援推進法」に基づく市町村計画として、「藤沢市子ども共育（ともいく）計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2. 計画の位置づけ

(1) 根拠法等

本計画は、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条2項に基づく市町村における子どもの貧困対策についての計画、「子ども・若者育成支援推進法」第9条2項に基づく市町村子ども・若者計画として位置づけます。

(2) 主な関連計画

① 第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画との関係

本計画は、生まれ育つ環境に左右されず、子ども・若者が健やかに成長できるよう「公正」と「包摂」の実現に重点を置く計画です。子ども・子育て分野における全体計画である「第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画」を補完することで、子ども・子育て分野全体として調和の保たれた計画となるよう策定します。

図表1-2-1 子ども分野における計画の根拠法等

計画名称	市町村計画の名称	根拠法、根拠規定等	位置付け
藤沢市子ども共育計画 (本計画)	市町村における 子どもの貧困対策についての計画	子どもの貧困対策の推進に 関する法律 第9条2	努力義務
	市町村子ども・若者計画	子ども・若者育成支援推進法 第9条2	努力義務
第2期藤沢市子ども・ 子育て支援事業計画	市町村子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法 第61条	義務
	市町村行動計画	次世代育成支援対策推進法 第8条	任意
	母子保健計画	健やか親子21 (第2次)	※

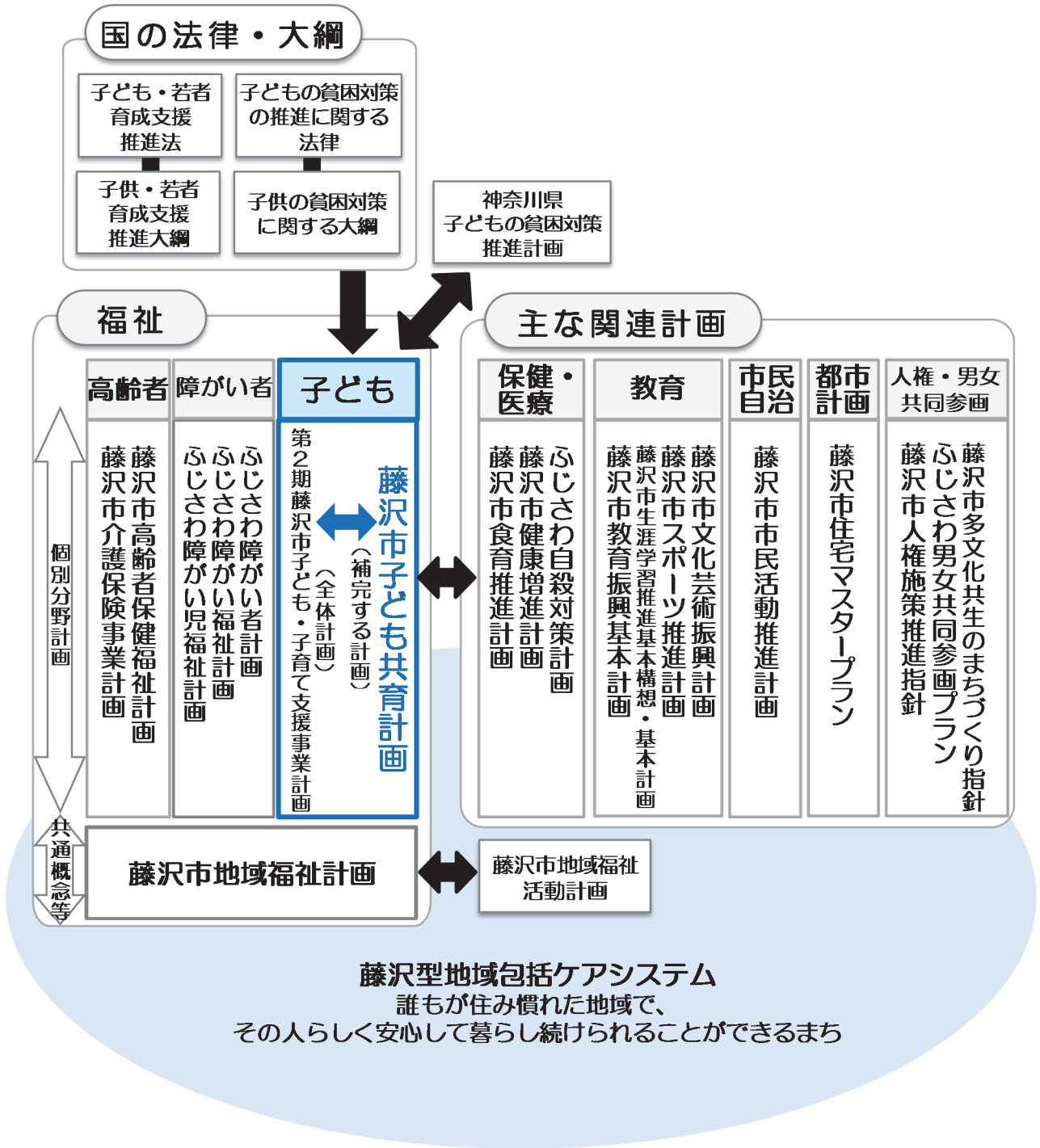
※「母子保健計画について」平成26年6月17日雇児発0617第1号

② 藤沢市地域福祉計画及び庁内諸計画との関係

改正社会福祉法により、地域福祉計画が各福祉分野における共通概念等として位置づけられ、地域における高齢者の福祉、障がいのある方の福祉、児童の福祉その他の福祉に関して、共通して取り組むべき事項を一体的に定めることとなりました。

本計画は、「藤沢市地域福祉計画」との整合性を図るとともに、分野横断的に取り組んでいる藤沢型地域包括ケアシステムの全体的な考え方・方向性を踏まえています。あわせて、福祉分野における個別分野計画として、子ども・若者、子育て家庭を対象とする福祉、保健、教育など関連する本市の各分野の計画と整合を図り、調和の保たれた計画とします。

図表1-2-2 本計画の位置づけ



3. 計画の期間

本計画は、2020 年度（令和2年度）から 2024 年度（令和6年度）までの5年間で計画期間とします。

4. 計画の対象

親の妊娠・出産期から子ども・若者の社会的自立に至るまでの、子ども・若者、子育て家庭を対象とします。その中でも、支援の必要性の高い子ども・若者、子育て家庭に対して、施策を講じるよう配慮します。

